

東北地域の農業・農村における男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進のための補助事業の配慮等について

〔平成14年10月22日付け14北生第1257号（営）
東北農政局長から管内各県知事あて〕

東北農政局男女共同参画推進本部（本部長 東北農政局長）においては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官連名通知）の別紙「農山漁村男女共同参画推進指針」の3に基づく具体的な取組について別添のとおり申し合わせました。

つきましては、貴職におかれましても「農山漁村男女共同参画推進指針」の趣旨を御理解いただき、各補助事業の事業実施主体に対する御指導等、農業・農村における男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進について御協力をお願いします。

東北地域の農業・農村における男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進のための交付金事業等の配慮等について

〔平成20年1月22日付け19北生第1529号（営）
東北農政局長から管内各県知事あて〕

「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官連名通知）の別紙「農山漁村男女共同参画推進指針」の3に基づき、東北農政局男女共同参画推進本部（本部長 東北農政局長）において申し合わせ、平成14年10月22日付け14北生第1257号（営）により通知した「東北地域の農業・農村における男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進のための補助事業の配慮等について」について、別紙新旧対照表のとおり改正したのでお知らせします。

貴職におかれましては、引き続き、「農山漁村男女共同参画推進指針」の趣旨を御理解の上、交付金事業等の実施主体に対する御指導等、農業・農村における男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進について御協力をお願いします。

東北地域の農業・農村における男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進 のための交付金事業等の配慮等について

平成20年1月22日

東北農政局男女共同参画推進本部

I 目的

「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）及び「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され、農林水産業・農山漁村の担い手としての女性の役割を適正に評価し、かつ女性が自らの意思によって経営等に参画するための環境整備を進めるための総合的な取組として「農山漁村男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官連名通知。以下「推進指針」という。）が策定された。

また、東北農政局では、平成13年9月に東北農政局男女共同参画推進本部を設置し、農業・農村における男女共同参画社会の形成に向けた推進体制を整備するとともに、施策推進のための取組の一環として、補助事業の採択における女性の参画の促進等に前向きに取り組んでいる事業実施主体への優先配慮を行う等の支援強化を図ってきたところである。

なお、平成17年度に、農林水産省における補助金改革による補助事業の交付金事業への再編が行われたこと、平成18年度から強い農業づくり交付金等に女性の参画に関する目標設定を行うことを事業の採択要件とするクロス・コンプライアンスが導入されたこと等に伴い、今後は、以下のとおり、関係事業等に係る配慮等の取組を実施することとする。

II 実施方針

1 基本的考え方

農業・農村におけるあらゆる場面における女性の位置付けの明確化、女性の社会参画、農業経営への参画等を促進するため、推進指針の3に基づき、地域での取組の支援強化を図るために実施するものとする。

2 対象事業

国が助成措置を講じる全ての事業のうち、推進指針の3及び別紙の規定に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策への配慮が規定され、女性の参画の促進に関するクロス・コンプライアンスが導入されている交付金及び補助事業（以下「交付金事業等」という。）のうち、対象となる事業実施主体に係る交付金事業等（別記）を対象とする。

3 実施方法

(1) 事業実施主体への周知

交付金事業等の担当者は、交付金に係る各県担当者会議、補助事業の実施ヒア

リング等を通じて、推進指針及び実施要領等に規定されている農業・農村における男女共同参画社会の形成に向けた取組推進の趣旨及び女性の参画の促進に関するクロス・コンプライアンスの導入に関する考え方等が対象となる事業実施主体に周知されるよう、各県担当者等を指導することとする。

(2) 補助事業の実施ヒアリングにおける審査等

実施要領等において、事業実施主体における女性の参画に関する目標等の設定等が、事業の採択要件や事業実施計画の承認基準として規定されている補助事業のうち対象となる事業の担当者は、各事業実施ヒアリングの際に実施計画書に当該採択要件等を満たすことが判断できる資料を添付させ、内容を確認することとする。

なお、事業実施ヒアリングを行わない場合も適時適切な指導を行うこととする。

4 実施状況の報告

施策の総合的な実施検討部会の構成員（「東北農政局男女共同参画推進部会設置要領（平成13年9月17日付け13北生第1265号）別紙1の(4)に規定する検討部会を構成する者をいう。）のうち対象事業を担当する者は、3の実施状況を別紙様式により取りまとめの上、当該検討部会に報告することとする。

別記

平成 2 3 年度 対象事業等一覧

対 象 事 業	対象となる事業実施主体
強い農業づくり交付金	県、市町村、農業協同組合、 農業協同組合連合会、農業協同組合 中央会、農業委員会、県農業会議
産地活性化総合対策事業 1 支援地区推進事業	農業協同組合、農業協同組合連合会

平成 年度実施状況報告書

担当課 _____

対象事業名	会議、ヒアリング等実施状況			課題、問題点等
	実施対象	実施日時	説明、審査等の内容	
			(担当者会議)	
			(事業実施ヒアリング)	
			(その他)	

- (注) 1 「対象事業名」欄には、別記「対象事業等一覧」の該当事業名を記載する。
2 「実施対象」欄には、具体的に、〇〇県〇〇事業担当者、事業実施主体名等を記載する。
3 「説明等の内容」欄には、担当者会議、事業実施ヒアリング及びその他に区分し、説明内容、審査時の確認内容等を具体的に記載する。
なお、事業実施ヒアリングについては、確認資料を参考として添付する。

【記載例】

- ・農山漁村における女性の参画促進の趣旨を〇〇等の資料により説明するとともに、〇〇事業における〇〇に係る事業採択要件について説明した。
 - ・〇〇事業に係る事業採択要件について、〇〇を満たすことを別添の〇〇により確認した。
 - ・事業実施計画協議において提出された〇〇事業実施計画書の添付資料（別添〇〇）の内容を審査し、事業実施計画の承認基準である〇〇を満たすことを確認した。等
- 4 「課題、問題点等」欄には、今後の取組の参考とするため、会議、事業実施ヒアリング等で把握した「農業・農村における男女共同参画社会の形成に向けた施策推進についての課題、問題点等」を記載する。